特定非営利活動法人 関西さくら AID 定款

第１章 総則

第１条 （名称）

この法人は、特定非営利活動法人関西さくら AID（英文表記：Kansai Sakura AID）と称する（以下「本法人」という）。

第２条 （事務所）

本法人は、主たる事務所を京都府京都市中京区麩屋町通蛸薬師下る梅屋町 485 に置く。

第２章 目的及び事業

第３条 （目的）

本法人は、関西圏における特定外来生物クビアカツヤカミキリ等による樹木被害の拡大を防止するため、効率的・効果的な防除手法の開発、及び専門家・市民・企業・教育機関・行政が連携した広域的な防除体制を築き、そのために必要な政策提言を行い、桜並木をはじめとする緑地資源・景観（地域のコモンズ）の保全及びネイチャーポジティブの推進を図り、もって豊かな地域社会の形成と環境保全に寄与することを目的とする。

第４条 （特定非営利活動の種類）

本法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（1）環境の保全を図る活動

（2）社会教育の推進を図る活動

（3）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第５条 （事業）

本法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 特定外来生物クビアカツヤカミキリ等による樹木被害の拡大防止、効率的・効果的な防除手法の開発と普及

(2) 関西の桜の名所（吉野山、京都八幡背割堤など）や大規模公園（大阪城公園、万博記念公園、夙川公園など）での被害及び防除実績データの収集や防除活動の支援事業

(3) 専門家・市民ボランティア育成のための研修会・講習会・啓発イベントの開催事業

(4) 教育機関(大学 PBL・中高探究学習）及びメディアと連携した環境教育・広報事業

(5) 公有地と民有地における広域的な防除制度、国や自治体の補助金制度等の充実に向けた政策提言及び官民連携（PPP）推進事業

(6) 各種の助成金制度の個人及び団体向けの活用支援

第３章 会員

第６条　（種別）

本法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員：本法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び企業・団体

(2) 賛助会員：本法人の事業を賛助するために入会した個人及び企業・団体

(3) 活動会員：本法人の目的に賛同し、本法人が行う事業及び活動に参加・協力する個人及び企業・団体

第７条　（入会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第８条　（会費）

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第９条　（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3)　継続して２年以上会費を滞納したとき

(4)　除名されたとき

第 10 条　（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第 11 条　（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款に違反したとき

(2)　本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第４章 役員及び職員

第 12 条　（役員の種別及び定数）

本法人に次の役員を置く。

(1) 理事：3 名以上 9 名以内

(2) 監事：１名以上 2 名以内

２　理事のうち、１名を理事長、１名を副理事長とする。

第 13 条　（選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第 14 条　（職務）

理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること

(2)　本法人の財産の状況を監査すること

(3)　前２号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

第 15 条　（任期等）

役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の

任期の残存期間とする。
4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 16 条　（欠員補充）
理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第 17 条　（解任）
役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第 18 条　（報酬等）
役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 19 条　（職員）
本法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2　職員は、理事長が任免する。

第 5 章　総会
第 20 条　（種別）
本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

第 21 条　（構成）
総会は、正会員をもって構成する。

第 22 条　（権能）
総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併

(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更
(5)　事業報告及び活動決算
(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　入会金及び会費の額
(8)　会員の除名
(9)　資産の管理の方法
(10)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(11)　事務局の組織及び運営
(12)　その他運営に関する重要事項

第 23 条　（開催）

通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2　臨時総会は、理事会が必要と認め招集の請求をしたとき、又は正会員総数の 5 分 1 以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったときに開催する。

3　第 14 条第 5 項第(5)号の規定により、監事から招集があったとき。

第 24 条　（招集）

総会は、前条第 2 項及び第 3 項の場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第 2 項及び第 3 項の規定による請求があったときは、その日から 2 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

第 25 条　（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第 26 条　（定足数）

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

第 27 条　（議決）

総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によって予め通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全

員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第 28 条　（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 29 条　（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

3　前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　総会の決議があったものとみなされた日

(4)　議事録の作成を行った者の氏名

第 6 章 理事会

第 30 条　（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第 31 条　（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 32 条　（開催）
理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 14 条第 4 項(5)号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第 33 条　（招集）
理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

第 34 条　（議長）
理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第 35 条　（議決）
理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 36 条　（表決権等）
各理事の表決権は、平等なるものとする。
1　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
2　前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
3　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第 37 条　（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項議

(6) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計　（資産の構成）

第 38 条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 民間助成金及び補助金

(4) 事業に伴う収益

(5) 寄付金品

(6) 財産から生じる収益

(7) その他の収益

第 39 条　（資産の区分）

本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

第 40 条　（資産の管理）

本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 41 条　（会計の原則）

本法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第 42 条　（会計の区分）

本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

第 43 条　（事業計画及び予算）

本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第 44 条　（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第 45 条　（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第 46 条　（事業報告及び決算）

本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 47 条　（事業年度）

本法人の事業年度は、毎年１月１日に始まり同年 12 月 31 日に終わるものとする。

第 48 条　（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章 定款の変更、解散及び合併

第 49 条　（定款の変更）

本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項を変更する場合にあっては、所轄庁の認証を得なければならない。

第 50 条　（解散）

本法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3　前項第1号第2項の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第51条　（残余財産の帰属）
本法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものとする。

第52条　（合併）
本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法
第53条　（公告の方法）
本法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章　雑則
第54条　（細則）
この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則
1　この定款は、本法人の成立の日から施行する。
2　本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長　　肉戸 裕行
副理事長　権田（菊地） 麻緒子
理　事　　大槻 憲章
理　事　　木村 仁
理　事　　西出 稔

理　事　　村尾 満
理　事　　山田 裕司
監　事　　東原 絵美

3　本法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から令和 8 年 12 月 31 日までとする。
4　本法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。
5　本法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
6　本法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（個人）年会費	3,000 円
正会員（企業・団体）年会費	1 口 30,000 円（1 口以上）
(2) 賛助会員（個人）年会費	1 口 5,000 円（1 口以上）
賛助会員（企業・団体）年会費	1 口 50,000 円（1 口以上）
(3) 活動会員（個人・企業・団体）年会費	無し（0 円）

役 員 名 簿

特定非営利活動法人関西さくらAID

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	肉戸 裕行	[redacted]	無
副理事長	権田（菊地）麻緒子		無
理事	大槻 憲章		無
理事	木村 仁		無
理事	西出 稔		無
理事	村尾 満		無
理事	山田 裕司		無
監事	東原 絵美		無

（備考）

1 「氏名」，「住所又は居所」，「報酬の有無」は，全ての役員について記載する。

2 「氏名」，「住所又は居所」の欄には，京都市特定非営利活動促進法施行条例第３条第２項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名，住所又は居所を記載する。

3 「報酬の有無」の欄には，定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」，報酬を受けない役員には「無」を記入する。

4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は，３分の１以下でなければならない（法第２条第２項第１号ロ）。

特定非営利活動法人「関西さくら AID」設立趣旨書

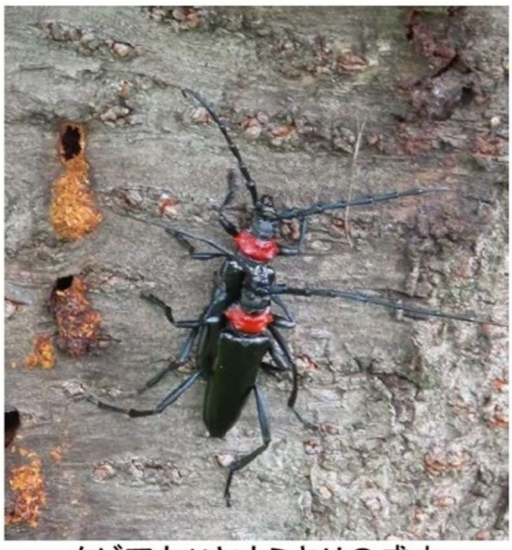
１．趣旨

（１）　事業に係る社会経済情勢とその問題点

関西では、2015 年に大阪府狭山市で特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の被害が初めて確認されて以降、その生息域は急速に拡大し、2025 年には大阪府内 34 市町に及ぶと共に、隣接する兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山、徳島の各府県にも被害が拡大しています。京都府においては、本年 8 月には京丹波町において被害が確認され、府内の過半数にあたる 14 の市町村に被害が及んでいます。



クビアカツヤカミキリの食害跡（フラス）



クビアカツヤカミキリの成虫

大阪府南部の激甚被害地の状況からは、クビアカツヤカミキリの対策が不十分であった場合、約 3～6 年で公園内の桜や桃などの樹木全てが枯死・倒木に至ることが予測されます。また、被害は私有地の桜にも及んでいます。これは、単なる害虫被害にとどまらず、地域の景観と生活、関西の文化、そして観光・経済インフラに深刻な打撃を与える災害級の被害となり得るものです。





↑参考：　クビアカで枯死した関西の公園の桜並木　（2026.08.05 撮影）

しかしながら、現在の公的対策は行政の縦割りや自治体の境界に阻まれ、十分な成果を上げられていません。

- 行政対策の限界：　国（環境省及び農林水産省）は、本年９月に 2030 年度を目途に被害地域の拡大防止、長期的には国内根絶を目指すクビアカツヤカミキリ防除戦略を策定しました。しかしながら、現状では、国や府県による啓発活動や連絡会議の開催にとどまり、面的な拡大を抑止するための具体的な防除計画や、防除施策の実施体制、必要な予算などが十分に確立されていません。

- 自治体間の制度格差：　豊中市や高槻市、御所市、長浜市など一部の自治体で防除・伐採補助金等の先進的な取り組みが行われている一方、対策の空白地帯となっている自治体も多く、クビアカツヤカミキリの広域拡大に対応できていません。

- 防除主体の不足：　現場での防除を担う人材が一部の樹木医や造園業者に限られており、特に、民間・民有地の被害木や予防対策にまで手が回っていない状況です。国内の人口減少や自治体の人手不足が進む中で、防除体制の強化は容易ではないと予想されます。

地域社会の共有財産（コモンズ）である桜を守り、自然再興（ネイチャーポジティブ）を実現するためには、行政の枠組みを超えた民間企業（鉄道、不動産、観光、メディア等)、専門家（樹木医会、研究機関)、学校（中高・大学)、そして市民ボランティアの機動力と技術を結集した「広域防除プラットフォーム」の構築が不可欠です。
このように、クビアカツヤカミキリによる被害は、行政区画を越えて広がる広域的な課題であり、個々の自治体や事業者の取り組みだけでは食い止めることが困難な状況にあります。

（２）　本法人の事業が不特定多数の者の利益に寄与する理由

桜並木や公園の樹木は、特定の個人や団体のものではなく、地域に暮らす人々や訪れる人々が等しく親しみ、憩い、季節の行事を楽しむ「地域社会の共有財産（コモンズ)」です。クビアカツヤカミキリによる被害は、この共有財産を失わせるだけでなく、枯死木の倒木による通行者への危険、地域の景観や関西の文化の損失、観光・地域経済への打撃など、地域住民や来訪者といった不特定多数の人々の生活と安全に影響を及ぼします。
本法人は、こうした被害の拡大防止に向けて、防除手法の開発と普及、専門家・市民ボランティアの育成、啓発活動、学校教育との連携、自治体への政策提言などを行います。
これらの活動の成果（防除手法、被害や防除に関するデータ、政策提言の内容等）は、自治体、事業者、学校、市民に広く共有することで、特定の会員のみが利益を受けるのではなく、関西圏の地域住民全体が享受できるものとなります。また、研修会、講習会や啓発イベントは、会員か否かを問わず参加を受け付けるものとし、定款においても入会に条件

を設けておらず、広く市民の参加に開かれた組織です。
以上のことから、本法人の事業は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものです。

（3） 法人格が必要となった理由

本法人が目指す「広域防除プラットフォーム」は、樹木医をはじめとする専門家、研究機関、学校、企業、市民ボランティア、そして複数の府県・市町村といった、多様な主体が継続的に連携する枠組みです。この活動を安定的・継続的に担うためには、任意団体のままでは次のような限界があります。

① 国や自治体の助成金・補助金の受給、自治体や企業からの事業受託、寄付の受け入れなどにおいて、団体として契約・会計の主体となる必要があること。個人名義での契約や口座管理では、責任の所在や会計の透明性を十分に確保できません。
② 自治体、企業、教育機関等との協定締結や共同事業の実施にあたり、継続性と社会的信用を備えた法人としての立場が求められること。
③ 会員の入会・退会や役員の交代があっても活動が途切れないよう、組織の意思決定、会計、情報公開のルールを明確にし、広く市民や企業の参加と支援を得られる体制が必要であること。

そこで、特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得し、公正で透明性の高い運営のもとで、官民学・市民連携（PPP）の受け皿となることを目指し、特定非営利活動法人「関西さくら AID」を設立することとしました。

２．申請に至るまでの経過

（1） 発起の動機

本法人の設立発起人は、大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県にまたがる各地で、樹木医、公園・緑地の管理者、研究者、造園・園芸の専門家、弁護士として、それぞれの現場で都市樹木の保全や景観形成や環境の良化などに携わってきた者です。各地でクビアカツヤカミキリによる被害が急速に拡大し、激甚被害地での厳しい状況を夫々が直接・間接に見聞きし、2026 年 6 月から 8 月にかけて行われた関西の樹木医の勉強会において、大阪府南部の公園や緑地で枯死した桜を確認するなど、被害の深刻さを目の当たりにする中で「被害は府県や市町村の境界を越えて広がっているのに、対策は自治体毎に分断されており、専門家の知見や市民の力が十分に生かされていない」との問題意識を共有するに至りました。被害が大阪府から、奈良県、京都府、兵庫県へと急拡大してきたことに対し、個々に防除に取り組むだけではなく、何らかの面的な防除体制を皆が協力して作る必要があるとの認識を持つに至りました。

（2） 設立に至る経緯

2026 年 8 月　樹木医と弁護士が環境関係の取組みで実績のある人物に相談したところ、

関西広域の NPO を作り活動の基盤をつくる事が肝要との助言を頂く。
樹木医のネットワークを中心に、各府県の有志に声を掛け始める。

2026 年 9 月　発起人の間で、府県を越えた広域的な防除体制の必要性について協議を始め
設立の方針、名称、組織体制、定款（案）について検討
自治体、企業、教育機関等へのヒヤリング、意見交換を実施
設立趣意書及び定款（案）を取りまとめ、京都市の申請サポート
センターに相談

2026 年 10 月 12 日　設立総会を京都市にて実施（所轄庁への認証申請を経て設立）

（3）　これまでの活動実績

2024 年頃から発起人を含む日本樹木医会 大阪府支部、兵庫県支部、京都支部においてのクビアカ対策研修会
同上　現場での防除技術研修会
同上　専門樹木医による防除のための各種報告書
同上　大阪府、兵庫県、京都府の主催するクビアカ対策研修会との連携と参加
2026 年 9 月京都府立植物園で開催された「きょうと☆いきものフェス」への参加と協力
同会場での学生団体「八尾クビアカ調査団（京都府立大、神戸大、大阪公立大などの学生が代表を務める）」との今後の協力関係の確認。

（4）　設立発起人（五十音順）

大槻 憲章（NPO おおさか緑と樹木の診断協会　理事長　樹木医）
権田（菊地）麻緒子（コンパス国際法律事務所 代表、弁護士）
木村 仁（日本樹木医会 京都府支部、堺市 建設局 公園緑地部 職員）
肉戸 裕行（日本樹木医会 京都府支部長、前京都府立植物園 副園長）
西出 稔（日本樹木医会 滋賀県支部長、万緑苑）
東原 絵美（園芸療法士、京田辺クロスパーク ヘッドガーデナー）
村尾 満（NPO 樹木研究会こうべ、神戸市 建設局 職員）
山田 裕司（日本樹木医会 兵庫県支部長、ひょうご森林林業協働組合連合会）

以上の趣旨及び経過により、特定非営利活動法人「関西さくら AID」を設立いたします。

令和 8 年 10 月 13 日

特定非営利活動法人関西さくら AID
設立代表者　住所又居所
[redacted]
氏名　　肉戸　裕行

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和８年 12 月 31 日まで

特定非営利活動法人関西さくらＡＩＤ

１　事業実施の方針

・設立当初の事業年度は，各部会の担当者を決め、各部会の計画を明確にすることを目標とする。

・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため，ホームページや SNS などで情報発信ができる職員の担当を探す。

２　事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

事 業 名 （定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 （単位:千円）
(1) 特定外来生物クビアカツヤカミキリ等による樹木被害の拡大防止、効率的・効果的な防除手法の開発と普及	森林総合研究所及び大阪府立環境農林水産総合研究所などの研究機関と連携した防除手法の研究	(A)毎月１回の会議 (B)Web 活用でのリモート (C)毎回 10 名程度	(D)会員及び一般市民 (E)30 名程	0
(2) 関西の桜の名所（吉野山、京都八幡背割堤など）や大規模公園（大阪城公園、万博記念公園、夙川公園など）での被害及び防除実績データの収集や防除活動の支援事業	名所や大規模公園などの管理者へのヒヤリングと防除活動の協議		(D)施設管理者及び施設利用一般市民 (E)10 名程	
(3) 専門家・市民ボランティア育成のための研修会・講習会・啓発イベントの開催事業	研修会・講習会・啓発イベントの開催事業の企画		(D)一般市民 (E)30 名程	

(4) 教育機関（大学 PBL・中高探究学習）及びメディアと連携した環境教育・広報事業	教育機関へ来期プログラムへの提案、メディアへの情報発信、ＨＰ・ＳＮＳでの発信準備		(D)学生、一般市民 (E) 30 名程	
(5) 公有地と民有地における広域的な防除制度、国や自治体の補助金制度等の充実に向けた政策提言及び官民連携（PPP）推進事業	政策提言に向けた調査、提案資料準備		(D)行政機関、一般市民 (E)30 名程度	
(6) 各種の助成金制度の個人及び団体向けの活用支援	各種助成金制度の調査と活用研究		(D)一般市民 (E)10 名程度	

令和９年度の事業計画書

令和９年１月１日から令和９年12月31日まで

特定非営利活動法人関西さくらＡＩＤ

１　事業実施の方針

・以下の各事業を担当する６つの部会が事業計画を確実に実施することを目標とする。

・ホームページやSNSなどで情報発信を含め、関西広域エリアに於いて、市民・学生・専門家や自治体などと連携した取り組みを実施する。

２　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事 業 名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額（単位：千円)
(1) 特定外来生物クビアカツヤカミキリ等による樹木被害の拡大防止、効率的・効果的な防除手法の開発と普及	防除手法の研究に基づく、効率的・効果的な防除手法の開発と普及の実践	(A)毎月１回の会議 (B)Web 活用でのリモート (C)毎回３～４名程度	(D)会員及び一般市民 (E)30名程	
(2) 関西の桜の名所（吉野山、京都八幡背割堤など）や大規模公園（大阪城公園、万博記念公園、夙川公園など）での被害及び防除実績データの収集や防除活動の支援事業	名所や大規模公園などの中から３箇所程での管理者との協議と防除活動の実践	(A)４月から10月に掛けて (B)３箇所程を予定 (C)毎回２～３名程度	(D)施設管理者及び施設利用一般市民 (E)30名程	
(3) 専門家・市民ボランティア育成のための研修会・講習会・啓発イベントの開催事業	研修会・講習会・啓発イベントの年２回程の開催	(A)４月から10月に掛けて (B) ２回所程を予定 (C)毎回２～３名程度	(D) 専門家・一般市民 (E) 100名程	
(4) 教育機関（大学PBL・中高探究学習）及びメディアと連携した環境教育・広報事業	教育機関２箇所程との実践活動、メディアへの情報発信、ＨＰ・ＳＮＳでの発信	(A)４月から10月に掛けて (B)２箇所程を予定 (C)毎回２～３名程度	(D)学生、一般市民 (E) 50名程	

(5) 公有地と民有地における広域的な防除制度、国や自治体の補助金制度等の充実に向けた政策提言及び官民連携（PPP）推進事業	近畿環境局及び府県担当者との協議及び提言の準備	(A)毎月程度の協議 (B)近畿環境局及び大阪・京都など (C)毎回２～３名程度	(D) 行政機関、一般市民 (E)30 名程度	
(6) 各種の助成金制度の個人及び団体向けの活用支援	助成金制度の紹介及び申請１件	(A)半期ごとに会議 (B)Web 活用でのリモート (C)毎回２～３名程度	(D)一般市民 (E)10 名程度	

設立当初の事業年度　活動予算書

法人成立の日から令和８年 12月31日まで

特定非営利活動法人関西さくらAID

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	0		
	30,000	30,000	
2.受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
	0	0	
3.受取助成金等			
受取民間助成金	0		
	0	0	
4.事業収益			
防除事業収益	0	0	
5.その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
	0	0	
経常収益計			30,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0	0	
事業費計			
2.管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0	0	
(2) その他経費			
会議費	20,130		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	20,130		
管理費計		20,130	
経常費用計			20,130
当期経常増減額			9,870
Ⅲ 経常外収益			
1.固定資産売却益	0		
		0	
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1.過年度損益修正損	0		
		0	
経常外費用計			
当期正味財産増減額			9,870
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			9,870

令和９年度　活動予算書

令和９年１月１日から 同年12月31日まで

特定非営利活動法人関西さくらAID

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
１.受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	1,500,000		
	1,530,000	1,530,000	
２.受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
	0	0	
３.受取助成金等			
受取民間助成金	0		
	0	0	
４.事業収益			
防除事業収益	100,000	100,000	
５.その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
	0	0	
経常収益計			1,630,000
Ⅱ 経常費用			
１.事業費			
（１）人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0	0	
（２）その他経費			
会議費	120,000		
旅費交通費	60,000		
業務委託費	1,160,000		
印刷製本費	50,000		
通信運搬費	30,000		
雑費	30,000		
その他経費計	1,450,000	1,450,000	
事業費計			
２.管理費			
（１）人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0	0	
（２）その他経費			
会議費	30,000		
旅費交通費	30,000		
通信運搬費	20,000		
消耗品費	25,000		
保険料	5,000		
雑費	20,800		
その他経費計	130,800		
管理費計		130,800	
経常費用計			1,580,800
当期経常増減額			49,200
Ⅲ 経常外収益			
１.固定資産売却益	0		
		0	
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
１.過年度損益修正損	0		
		0	
経常外費用計			
当期正味財産増減額			49,200
前期繰越正味財産額			9,870
次期繰越正味財産額			59,070